

平成31年 第3回

北見市第二農業委員会総会議事録

日 時	平成31年3月26日(火)
場 所	第二農業委員会会議室
	午後 1時00分 開会
	午後 1時40分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 報告第1号
- 第 8 報告第2号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 8 報告第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用配分計画の認可について

3 平成31年第3回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		
2	菅原 正信 君		
3	貝沼 輝美 君		
4	加藤 貴善 君		
5	中川 博光 君		
6	中野 彰裕 君		
7	樋渡 明 君		
8	水戸部正己 君		
9	山内 幹司 君		
10	麻島 秀喜 君		
11	内藤 貴之 君		
12	植松 正仁 君		
13	岡田真理子 君		
14	久世 和徳 君		
15	清井 俊幸 君		

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		
17	深尾 勇治 君		
18	森脇 幸喜 君		
19	越智 弘己 君		
20	東海林 晃 君		
21	伊藤 稔 君		
22	黒瀬 大雄 君		
23	長尾 正典 君		
24	畠山 政博 君		
25	森谷 裕美 君		
26	茂住 修二 君		
27	檜尾 英司 君		

出席 24 名
欠席 3 名

(2) 事務局出席

事務局 長	山 本 英 司 君
事務局 次長	藤 沢 浩 君
農地 課長	宮 部 秀 明 君
総務 係長	清 水 拓 君
分室 係長	川 村 一 哉 君
分室 係長	佐 野 朋 也 君
分室 係長	越 智 聡 君

(3) 議 長 檜尾 英司 君
署名委員 15番 清井 俊幸 委員
署名委員 16番 清尾 雅人 委員

事務局長
(山本 英司君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、平成31年3回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(山本 英司君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願いいいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、平成31年第3回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(藤沢 浩君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、24名であります。1番 菊池委員、10番 麻畠委員、22番 黒瀬委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は15番 清井委員、16番 清尾委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日かぎりとして決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の1ページから2ページでございます。
議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、所有権売買が2件、賃借権が2件の合計4件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、2ページ欄外に記載のとおり、「田」が11筆、「畑」が1筆で合計面積は、52,104㎡であります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、端野班よりご説明をお願いいたします。

9番
(山内 幹司君)

端野班に関わる案件、番号1番から4番についてご説明いたします。
番号1番、権利は、所有権売買、所在及び地番は、端野町一区「田」外「田」3筆で合計面積は、20,533㎡です。
譲渡人は、さん。譲受人は、さん。申請事由以下は記載のとおりです。
番号2番、権利は所有権売買、所在及び地番は、端野町一区「畑」面積は、1,651㎡です。譲渡人は、さん。譲受人は、さんです。申請事由以下は記載のとおりです。
番号3番、権利は賃借権、所在及び地番は、端野町二区「田」、外「田」5筆で合計面積は、29,166㎡です。貸主は、さん。借主は、さん。申請事由以下は記載のとおりです。
番号4番 権利は賃借権、所在及び地番は、端野町二区「田」、面積は、754㎡です。貸主は、さん、借主は、さん。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします

議長
(櫻尾 英司君)

次に、日程第4、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の3ページから4ページでございます。位置図につきましては、14ページ以降に添付してございますので、ご参照願います。
議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は、所有権売買が3件です。
なお、許可に係る地目及び転用面積は、4ページ欄外に記載のとおり、「田」が5筆で、合計面積は1,374.62㎡であります。
これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。
以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番から3番についてご説明いたします。
番号1番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町二区外2筆。現況地目は「田」、合計面積は、542.62㎡です。農地区分は、第3種農地。譲渡人は、さん。譲受人は、さん(持分2分の1)、

同住所 さん（持分2分の1）です。転用目的及び計画の内容は、住宅・庭・家庭菜園・駐車場・通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号2番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町二区、現況地目は「田」、面積は、416㎡です。農地区分は、第3種農地。譲渡人は、さん。譲受人は、さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅・庭・家庭菜園・駐車場・通路。

申請事由以下につきましては記載のとおりです。

番号3番、権利は、所有権売買です。所在及び地番は、端野町二区、現況地目は「田」、面積は、416㎡です。農地区分は、第3種農地。譲渡人は、さん。譲受人は、さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅・庭・家庭菜園・駐車場。

申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、本案はいずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の5ページでございます。
議案第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が1件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「田」が4筆で、合計面積は21,256㎡であります。

今回の案件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、端野町一区 「田」、外3筆、合計面積は、21,256㎡です。賃貸人は、さん。
借入人は、さんです。解約等の理由は、合意解約で、合意等の日は、平成31年2月22日、引き渡しの時期は、平成31年2月22日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の6ページから11ページでございます。
議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が21件、賃借権の移転が1件、所有権売買が6件、使用貸借による権利が1件の合計29件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、11ページ欄外に記載のとおり、「田」が6筆、「畑」が61筆で合計面積は、984,355㎡であります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

9番
(山内 幹司君)

端野班に係る番号1番から7番についてご説明いたします。
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は292,560円、10a当たり4,100円となります。
番号2番、権利は賃借権の移転です。権利の設定等をする者は、
さん。
土地の所有者は、
さん(法定持分4分の1)、
さん(法定持分4分の1)、
さん(法定持分4分の1)、
さん(法定持分4分の1)。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は242,900円、10a当たり5,500円となります。
番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は60,680円、10a当たり700円となります。
番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は144,550円、10a当たり6,700円となります。
番号5番 権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は1,368,000円、10a当たり212,000円です。
番号6番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のと

おりで、対価は8,668,000円、10a当たり188,200円となります。

番号7番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、対価は900,000円、10a当たり284,800円となります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

15番
(清井 俊幸君)

常呂班に係る番号8番から15番についてご説明いたします。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は126,260円、10a当たり5,600円となります。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は86,580円、10a当たり3,000円となります。

番号10番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
は記載のとおりで、対価は1,102,570円、10a当たり190,000円となります。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は99,807円、10a当たり2,500円となります。

番号12番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は79,608円、10a当たり3,000円となります。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は41,253円、10a当たり3,000円となります。

番号14番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は41,286円、10a当たり3,000円となります。

番号15番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は85,194円、10a当たり3,000円となります。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

つづきまして、留辺蘂班よりお願いいたします。

24番
(畠山 政博君)

留辺蘂班に係る案件、番号16番から29番についてご説明いたします。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は305,000円、10a当たり4,800円となります。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は288,750円、10a当たり5,000円となります。

番号18番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
権利の設定等を受ける者は、
のとおりで、借賃は124,440円、10a当たり5,000円となります。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は128,055円、10a当たり5,000円となります。

番号20番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は50,000円、10a当たり2,300円となります。

番号21番 権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおり、借賃は135,000円、10a当たり4,000円となります。

番号22番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は83,200円、10a当たり200,000円となります。

番号23番、権利は使用貸借による権利です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、同居所
です。土地の表示以下については記載のとおりとなります。

番号24番、権利は 所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は3,620,000円、10a当たり89,800円となります。

番号25番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は568,823円、10a当たり4,000円となります。

番号26番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は77,760円、10a当たり4,000円となります。

番号27番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は117,860円、10a当たり8,000円となります。

番号28番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん(法定持分2分の1)、
さん(法定持分4分の1)。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は176,000円、10a当たり9,400円となります。

番号29番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。
権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は538,280円、10a当たり10,600円となります。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、1番の案件については、
委員が、5番の案件については、
委員が除斥の対象となりますので、まず、1番および5番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、1番および5番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、1番および5番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、1番の案件に対する質疑にはいりますので、委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それでは、1番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それでは次に、5番の案件に対する質疑にはいりますので、委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議 長
(櫻尾 英司君)

それでは、5番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(櫻尾 英司君)

次に、日程第7、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の12ページから13ページでございます。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権相続が2件であります。

番号1番、所在・地番は、端野町一区 「田」、外「田」7筆、「畑」1筆、合計面積は、39,513㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同居所 さんです。届出日は平成31年3月6日、受理通知日は平成31年3月8日です。

番号2番、所在・地番は、留辺蘂町旭南 「畑」、外「畑」3筆、合計面積は、2,208㎡です。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は平成31年2月13日、受理通知日は平成31年2月19日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、13ページ欄外に記載のとおり、「田」が8筆、「畑」が5筆で、合計面積は、41,721㎡です。

これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第8、『報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画の認可について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(宮部 秀明君)

議案の14ページでございます。

報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画の認可について」ご説明いたします。

このことについて、下記のとおり北海道知事から通知があったので報告するものであります。

番号1番、権利の設定をする者は、 、権利の設定を受ける者は、 さん。土地の表示以下は記載のとおりで、認可年月日は、平成31年3月8日です。

なお、届出に係る地目及び面積は欄外に記載のとおり、「畑」1筆、面積は6,008㎡であります。

以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。

議 長
(櫻尾 英司君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、平成31年第3回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成31年3月26日

議 長 櫻 尾 英 司

署名委員 清 井 俊 幸

署名委員 清 尾 雅 人